

令和4年第2回 市民福祉委員会会議録

令和4年3月10日

第2委員会室

開 会： 午前10時55分

委員 長 西尾 努

副委員 長 服部 紀史

2番委員 山内 敏敬、3番委員 安藤 直実、4番委員 鶴飼 伸幸、5番委員 後藤 康司

副 議 長 町野 道明

委員 長 ; ただいまから、令和4年第2回市民福祉委員会を開会いたします。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 改めまして、皆さんこんにちは。

先ほどは補正予算につきまして、議決を賜りまして、ありがとうございました。

1つだけご報告を申し上げますと、昨日でございますが、ウクライナ、それからポーランドへの支援ということで、募金箱の設置を市役所のロビーでやらさせていただきました。特にポーランドにつきましては、昨年カヌーチームの事前キャンプということで、多くの皆様と交流をしていただいた中で、市民の皆様は大変身近に感じていらっしゃると思います。ポーランドが今どんなことになっているか、非常にご心配をされる中で、何かしたいというお声を受けて、発起人の方々が立ち上がって、募金箱の設置ということになりました。ぜひこのことを皆様に知っていただきたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。本日は議案1件ということでございます。どうぞ活発なご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員 長 ; ありがとうございました。

続きまして、町野副議長、御挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 皆さん、こんにちは。先ほどの本会議において、市民福祉委員会の追加議案がございました。第2回の市民福祉委員会は議案1件でございますが、慎重審議のほど、よろしくお願いいたしますと思います。以上です。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得てから、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座のまま、簡潔に質疑答弁されますようお願いいたします。

委員長 ; それでは「議第 27 号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」を議題いたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; よろしくお願ひします。恵那市国民健康保険の国の制度が改正するというこゝで、今回、未就学児の方の減額をしていただけるということで、恵那市のこども福祉医療を 18 歳までということで、サービスの向上、皆さんの子育て支援策になる取組を国の方もやっていただけるということで、ありがたいことです。具体的な数字について、まず初めに、全員協議会でご説明いただきましたが、今回対象になる未就学児 0 才から 6 才の方の、まず人数を教えてくださいということと、その方たちの 5 割を公費で軽減するというこゝでしたので、その公費にあたる分が全部で幾らあって、恵那市の負担が 4 分の 1 というこゝでしたが、市の負担が幾らかをお尋ねしたいと思ひます。順番にいきます。

委員長 ; はい、保険年金課長。

市民サービス部次長兼

保険年金課長 ; はい。よろしくお願ひいたします。未就学児の対象者は何人かとご質問でしたが、177 人が対象となっております。また、2 番目の均等割り額の算定の中で、総額でございますが、311 万 2,000 円を令和 3 年度の保険料率を基に算出しております。また、その中で恵那市の負担分となりますが、4 分の 1 というこゝで、77 万 8,000 円が一般会計からの繰出金ということで算定をしております。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; 対象者が 177 人ということでした。このお子さんをお持ちの世帯数、要するに親さんが負担するわけですので、もし世帯数が分かれば今教えてもらいたいです。分からなかったら後でもいいですが。

委員長 ; 保険年金課長。

市民サービス部次長兼

保険年金課長；世帯数までは算出しておりませんので、また後ほどお答えさせていただきます。

委員長；はい、3番委員。

3番委員；また後ほど教えてください。あとは中間所得者層の軽減ということで、高所得の方に負担をお願いするということでした。恵那市の場合の世帯数を教えていただきたいと思います。

委員長；保険年金課長。

市民サービス部次長兼

保険年金課長；賦課限度額の世帯が何世帯あるかということですが、国民健康保険料につきましては、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額と、3つの賦課額で行っておりますが、それぞれで説明をさせていただきます。基礎賦課額世帯につきましては60世帯、後期高齢者支援金等賦課額については90世帯、介護納付金賦課額については22世帯ということで、これは令和3年度の限度額の世帯ということで説明をさせていただきます。以上です。

委員長；はい、3番委員。

3番委員；ありがとうございます。以前ですね、新聞などの報道で、今回の改正にあたる人たちで、少し高所得者にあたる人たちは、一般的に単身の世帯で年収が1,140万円というような報道があったんですが、例えば恵那市の方で対象になる方たちは、どれくらいの所得なのか。報道のとおりなのか、どのような感じなのか、もし分かれば教えてください。

委員長；保険年金課長。

市民サービス部次長兼

保険年金課長；恵那市の状況ということでしたが、個々の事案によりまして異なります。ただ、保険料率が、3つの賦課額を合わせますと10.4%ほどになりますので、そういった中で令和3年ですと、賦課限度額が99万円となりますので、やはり1,000万円というのが1つの目安になるかと思います。やはり個々の事情によって異なりますので、一概には言えないかと思います。以上です。

委員長；ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第27号 恵那市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決

すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第27号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題をすべて終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成につきましては、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和4年第2回市民福祉委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時3分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 西 尾 努